

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に基づき住民等から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見を、この公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ富士宮店 富士宮市宮原字大塚468ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2-39 代表取締役 似鳥昭雄

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設

4 届出年月日

令和2年1月28日

5 意見の概要

(1) 市道宮原33号線について、当該道路は、住民の生活道路及び大富士小学校や大富士中学校の通学路となっているほか、国道139号線から左折する車や西側の住宅地から国道へ出る車の往来も多く、交通上の危険が予想されるため、店舗敷地の一部に自動車の待避所となるスペースを造成すること。

(2) 交通上の危険が予想されるため、市道宮原33号線における車の待避所を設けること。また、店舗の開店時等で、車が混雑するようであれば、説明会時の誘導経路どおりに車を誘導させること。

騒音が懸念されるため、閉店後は騒音が発生しないようにすること。また、キュービクルと発電機については、住居側へ設置が計画されており、影響が懸念されるため、国道側へ設置位置を変更すること。位置の変更が不可能であれば、音漏れの無いように防音すること。